

# 沖縄県高等学校体育連盟規約

昭和28年5月30日制定

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は沖縄県高等学校体育連盟、(以下「本連盟」と略称)と称し、事務局を那覇市奥武山町51-2 沖縄県体協スポーツ会館303号に置く。

## 第2章 目的

第2条 本連盟は高等学校体育・スポーツの健全な発展を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第3条 本連盟は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 高等学校生徒の競技大会開催及び運営
- (2) 競技大会への派遣
- (3) 高等学校体育・スポーツの振興に関する調査研究
- (4) 体育関係諸団体及び関係機関との連携
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第4章 組織

第4条 本連盟は沖縄県内高等学校加盟校で組織し、(公財)全国高等学校体育連盟、九州高等学校体育連盟、(公財)沖縄県スポーツ協会に加盟する。

第5条 本連盟に加入及び脱退しようとする学校は、理事会並びに評議員会の承認を得なければならない。

第6条 本連盟に次の支部をおく。

- (1) 北部支部
- (2) 中部支部
- (3) 那覇支部(久米島を含む)
- (4) 南部支部
- (5) 宮古支部
- (6) 八重山支部
- (7) 定通支部

第7条 本連盟に次の専門部及び研究部をおく。

- (1) 競技専門部
- (2) 研究部

2 専門部及び研究部に関する規程は別に定める。

## 第5章 役員

第8条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事長1名
- (4) 副理事長2名
- (5) 事務局長1名(副理事長兼任)
- (6) 常任理事
- (7) 理事
- (8) 専門部長
- (9) 監事2名
- (10) 幹事
- (11) 専門委員長

第9条 会長は本連盟加盟校校長の中から理事会の推薦により、評議員会で承認する。

2 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。

第10条 副会長は本連盟加盟校校長の中から理事会の推薦により、評議員会で承認する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はあらかじめ会長が定めた順序でその職務を代行する。

第11条 理事長は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 理事長は、理事会、評議員会の決定に従い会務を執行するとともに、会長、副会長に事故ある時はその職務を代行する。

第12条 副理事長は、理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はあらかじめ理事長が定めた順序でその職務を代行する。

第13条 事務局長は、副理事長の中から理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 事務局長は、理事長を補佐すると共に幹事を統轄し、会務の推進に携わる。

第14条 理事は支部代表各2名(校長1名、教諭1名)、県保健体育課1名、県教頭会2名(全定各1名)、会長推薦理事、及び各専門委員長をもってこれに当てる。

理事の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 支部代表理事は当該支部の支部長及び支部理事長をもってこれに当て、会長がこれを委嘱する。
- (2) 教頭代表理事は、県高等学校教頭会の推薦により会長がこれを委嘱する。

- (3) 会長推薦理事は、理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。
- 2 正副会長、理事長、副理事長、事務局長、会長推薦理事及び幹事は、就任と同時に理事及び常任理事の資格を得るものとする。
- 第15条 常任理事は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 2 常任理事は理事長を補佐し、緊急な事項を処理すると共に、会務の円滑な運営をはかる。
- 第16条 幹事は理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 2 幹事は理事長及び事務局長を補佐し、会務の円滑な運営をはかる。
- 第17条 監事は理事会の推薦により、評議員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 2 監事は本連盟の会計を監査する。
- 第18条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、理事長及び事務局長の任期は2期を上限とする。
- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、役員任期満了しても後任者が就任するまではその任務に就くものとする。
- 第19条 本連盟の用務により会議等に参加する役員及び会長が認めた者は、旅費支給規程に基づき旅費を受けることができる。
- 2 旅費支給規程は、理事会の議決を経て別にこれを定める。
- 第20条 本連盟の目的達成に必要な報償費、役員手当は、これを支給することができる。
- 2 報償費は原則として沖縄県の定める「講師等謝礼金支払い基準」に準ずる。
- 3 役員手当は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、監事、常任理事、専門委員長に支給する。

## 第6章 顧問及び参与

- 第21条 本連盟に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問は現職以外の本連盟会長経験者の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 参与は現職以外の本連盟副会長及び理事長経験者の中から理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 4 顧問並びに参与は、会長及び理事長の諮問に応じるものとする。

## 第7章 会 議

- 第22条 本連盟の会議は次の通りとし、会長が招集する。
- (1) 評議員会 (2) 理事会 (3) 常任理事会 (4) 専門委員長会  
(5) 専門部会 (6) その他の会議
- 第23条 評議員会は本連盟加盟校の校長及び教諭代表、各課程1名で構成し、次の事項を審議し承認する。
- (1) 事業  
(2) 予算及び決算  
(3) 役員に関する事  
(4) 規約の制定及び改廃に関する事  
(5) その他会長が必要と認めた事項
- 第24条 理事会は理事で構成し、次の事項を審議し執行する。
- (1) 評議員会に提案する事項並びに予算及び決算  
(2) 評議員会より委任された事項  
(3) 役員の推薦並びに選出  
(4) その他会長が必要と認めた事項
- 2 理事会は評議員会につぐ議決機関で、緊急を要する場合は、評議員会に変えることができる。
- 第25条 常任理事会は常任理事で構成し、次の事項を審議する。
- (1) 理事会に提案する予算、決算及び事業等の審議  
(2) 理事会より委任された事項  
(3) その他必要な緊急事項
- 第26条 会議はすべて構成員の2分の1以上の出席で成立する。
- 2 評議員会及び理事会の委任状は、これを認める。
- 3 評議員会及び理事会の議長は、会長がつとめる。
- 第27条 会議における議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決定による。

## 第8章 会 計

- 第28条 本連盟の経費は次のものをもってあてる。
- (1) 加盟校の会費  
(2) 県補助金  
(3) 各種団体からの助成金

- (4) 大会参加費
- (5) その他の収入

第29条 本連盟加盟校は会費を毎年5月20日までに完納するものとする。

2 会費の金額及び徴収方法は別に定める。

3 会費の額は、加盟校の生徒1人当たり800円とする。但し、特別支援学校及び高等支援学校は年会費1人あたり800円を参加人数分のみとする。

第30条 沖縄県高等学校総合体育大会及び沖縄県高等学校新人体育大会、沖縄県高等学校定時制通信制夏季体育大会及び沖縄県高等学校定時制通信制秋季体育大会参加費の金額は、それぞれの大会参加選手1人あたり300円とする。

第31条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第32条 本連盟の予算及び決算は、毎年評議員会の承認を得なければならない。

## 第9章 事務局

第33条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局を那覇市奥武山町51-2 (沖縄県体協スポーツ会館303号) に置く。

3 事務局に関する規程は別に定める。

## 第10章 規約の改廃

第35条 本連盟の規約の改廃は、評議員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第11章 雑則

第34条 本連盟に関する規程及び細則は、理事会の承認を経て別に定める。

## 附 則

本連盟規約は昭和28年5月30日より施行する。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1. 昭和43年4月24日一部改正 | 11. 平成9年4月30日一部改正  |
| 2. 昭和55年4月28日一部改正 | 12. 平成10年4月28日一部改正 |
| 3. 昭和57年4月30日一部改正 | 13. 平成13年4月25日一部改正 |
| 4. 昭和59年4月25日一部改正 | (平成14年4月1日より施行)    |
| 5. 昭和60年4月26日一部改正 | 14. 平成16年4月21日一部改正 |
| 6. 昭和62年4月28日一部改正 | 15. 平成19年4月18日一部改正 |
| 7. 昭和63年4月26日一部改正 | 16. 平成24年4月18日一部改正 |
| 8. 平成4年4月22日一部改正  | 17. 平成27年4月17日一部改正 |
| 9. 平成6年4月27日一部改正  | 18. 令和2年4月22日一部改正  |
| 10. 平成7年4月28日一部改正 |                    |

## 積立金運用規定

平成元年3月8日制定

第1条 本連盟会計事務の円滑な運用を図るため、運用資金の積み立てを行う。

第2条 積立金は、150万円を目標に一般会計より支出し、目標達成後は一般会計からの支出は行わない。

第3条 積立金の運用は特別会計として取り扱う。

第4条 本資金の支出は一般会計の収入未済の場合、その支出項目に限定して流用し、その他への流用はしない。

第5条 一般会計の収入があった場合は、速やかに流用額を本特別会計へ返済する。

第6条 本積立金の利息は、一般会計の収入とする。

第7条 本規程は、平成元年度予算から適用する。

# 競 技 専 門 部 規 程

平成10年3月制定

## 第1章 総 則

第1条 本連盟規約第4章第7条の規定に基づき競技専門部に関する規程を定めるものとする。

## 第2章 事 業

第2条 本連盟目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 本連盟主催各種競技大会の運営に関する事。
- (2) 本県高等学校生徒の競技力の向上に関する事。
- (3) 本県高等学校におけるスポーツの普及発展に関する事。
- (4) 各競技専門部の運営に関する事。
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事。

## 第3章 組 織

第3条 競技専門部は次のとおりとする。

1	バレーボール	2	バスケットボール	3	卓球
4	ソフトテニス	5	サッカー	6	バドミントン
7	ソフトボール	8	剣道	9	柔道
10	ボクシング	11	弓道	12	空手道
13	ウェイトリフティング	14	相撲	15	体操
16	ラグビーフットボール	17	陸上	18	ハンドボール
19	テニス	20	レスリング	21	水泳
22	なぎなた	23	アーチェリー	24	自転車
25	カヌー	26	ローイング	27	フェンシング
28	ゴルフ	29	ボウリング	30	ヨット
31	ホッケー				

## 第4章 役 員

第4条 本専門部に役員を置く。

- (1) 専門部長 (1名)
- (2) 専門委員長 (1名)
- (3) 常任委員 (若干名)

第5条 専門部長は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 専門部長は当該専門部を代表し会務を統轄する。

第6条 専門委員長は当該専門委員の推薦により、専門部長がこれを委嘱する。

2 専門委員長は専門部長を補佐し、専門部の会務を遂行する。

第7条 常任委員は、専門委員の中から専門委員長の推薦により、専門部長がこれを委嘱する。

2 常任委員は専門委員長を助け、部運営の円滑化に協力する。

第8条 専門委員は本連盟加盟校の校長の推薦により、専門部長がこれを委嘱する。

第9条 役員の任期は、本連盟役員の任期に準ずる。

## 第5章 任 務

第10条 各専門部は、年間事業計画案及び競技大会に関する運営費等予算案を事務局に提出し、理事会の承認を得ると共に事業終了後実績の報告を速やかに行うものとする。

2 事務局への提出事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画案 (県総体・新人大会・定通制体育大会・九州大会・競技力向上対策事業等)
- (2) 予算案 (競技大会運営費等)
- (3) 各種大会の成績報告 (県内大会・九州大会・全国大会等)
- (4) 決算報告 (各種大会終了後2週間以内に報告する)

## 第6章 競技大会の運営

- 第11条 本連盟の大会開催基準要項に従い大会を運営する。
- 大会を主管する当該専門部と関係競技団体との連携を密にし、スムーズな大会運営に心がける。
  - 競技大会直前の競技日程・会場等の変更については、速やかに事務局へ報告し会長の承認を得る。
  - 年度始めに計上された予算（運営費）内で運営する。特別な事情がある場合を除き、予算が超過した場合でも原則として追加予算は認めない。
  - 会場使用手続きは、事務局と連携を密にし、事前に調整する。

## 第7章 会 計

- 第12条 会計書類の整理は、次の通りとする。
- 領収書の宛名は、沖縄県高等学校体育連盟とし、可能な限り本連盟指定の様式とする。
  - 競技役員旅費の受領書は、役員個々の捺印を必要とする。
- 第13条 スポーツ用具等の物品で次回も使用可能と認められる物については、専門部の責任において保管する。

## 第8章 専門部の設置及び廃部

- 第14条 当該競技種目の将来性と永続性を勘案し、次の条件を満たした場合、理事会の承認を得て専門部を設置する。
- 運動部設置学校数の男女いずれかが4校以上であること。
  - 役員名簿（専門部長＝校長、専門委員長、常任委員若干名）の提出。
  - 前年度の活動状況と実績の報告。
  - 競技大会の運営が可能であること。
- ア 専門部設置申請後の初年度を準専門部とし、実績に応じて専門部へ移行する。  
イ 専門部設置申請書の様式は、別に定める。  
ウ 準専門部の役員及びその任期等は、専門部に準ずる。  
エ 準専門部の競技運営費については、予算の範囲内で本連盟が一部負担する。
- 第15条 次の条件が生じた場合は理事会に諮り、準専門部扱いはまたは廃部にすることが出来る。
- 運動部設置学校数が4校に満たなくなった場合。
  - 専門部として大会運営等が不可能になった場合。

## 附 則

- この規程は、平成10年4月1日から実施する。
- この規程の改廃は、理事会において行う。

# 研 究 部 規 程

平成10年3月制定

## 第1章 総 則

- 第1条 本連盟規約第4章第7条に基づき研究部に関する規程を定めるものとする。

## 第2章 事 業

- 第2条 本連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 本県高等学校体育・スポーツの振興に関する調査研究に関すること。
  - 研究発表会・講演会等の開催に関すること。
  - 本県高等学校生徒の競技力向上に関すること。
  - 運動部活動の普及発展に関すること。
  - 運動部活動における健康安全に関すること。
  - その他本連盟の目的達成に必要なこと。

### 第3章 組 織

第3条 本研究部は沖縄県高等学校体育連盟の加盟校をもって組織する。

### 第4章 役 員

第4条 本研究部に次の役員を置く。

- (1) 研究部長（1名）
- (2) 研究委員長（1名）
- (3) 研究委員（若干名）

第5条 研究部長は本連盟副会長の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 研究部長は専門部を統轄する。

第6条 研究委員長は本連盟副理事長の中から理事長の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 研究委員長は専門部長を補佐し、会務を遂行する。

第7条 研究委員は本連盟理事の中から理事長が推薦するものとする。

第8条 役員の任期は、本連盟役員の任期に準ずる。

### 附 則

1. この規程は、平成10年4月1日から実施する。
2. この規程の改廃は、理事会において行う。

## 事 務 局 規 程

平成10年3月制定

### 第1章 総 則

第1条 この規程は、本連盟規約第9章第32条に基づき、事務局の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 組 織

第2条 事務局に次の役員及び職員を置く。

- (1) 理 事 長
- (2) 事務局 長
- (3) 庶 務
- (4) 会 計

2 事務局職員(庶務・会計)の雇用条件及び勤務時間等については、別に定める。(様式1)

### 第3章 任 務

第3条 事務局は本連盟の事業推進の円滑化を図り、目的を達成するため次の任務に就く。

- (1) 理事長は会長の命を受け事務局を代表し、会務を統轄する。
  - (2) 事務局長は理事長を補佐し、会務の推進に携わる。
  - (3) 庶務は往復文書の取扱いを主とし、その他本連盟に関する業務に携わる。
  - (4) 会計は会計業務を主とし、その他本連盟に関する業務に携わる。
- 2 業務の細則については、事務局で定める。

### 第4章 事 務 処 理

第4条 往復文書は会長・理事長及び事務局長の決裁を受けるものとし、軽微な事項については理事長の専決事項とする。

第5条 往復文書は、重要な事項については長期保存できるよう製本し保管する。

第6条 事務処理に関する詳細は事務局で定める。

### 附 則

1. この規程は、平成10年4月1日より適用する。
2. この規程の改廃は、理事会において行う。

# 支 部 に 関 す る 規 程

昭和60年3月6日制定

- 第1条 本連盟規約第4章第6条の規定により支部に関する規定を次の通り定める。
- 第2条 本連盟加盟校を北部、中部、那覇（久米島を含む）、南部、宮古、八重山、定通の七支部に分ける。なお規約は支部ごとに定め、本連盟の規約に抵触しないこと。
- 第3条 支部においては、その支部における高等学校の相互連絡と健全な体育スポーツの普及、発展を図ることを目的とする。
- 第4条 支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 各支部における高校体育・スポーツに関する調査、研究。  
(2) 各競技大会の開催。  
(3) その他本連盟の目的達成に必要な事項。
- 第5条 支部長は、支部内の学校長から支部規約により選出する。支部長は支部を統括しこれを代表する。
- 第6条 支部経費については、本連盟補助金、その他をもってあてる。
- 第7条 本規程の改廃については、理事会で決定する。

## 附 則

本規程は昭和60年4月1日より施行する。

# 旅 費 支 給 規 定

昭和51年4月26日制定

- 第1条 本連盟規約第5章第19条に基づき旅費支給規定を定めるものとする。
- 第2条 県外に於ける会議等に出席する場合の旅費は、次の基準により支給することを原則とする。但し、招聘者より旅費が支給される場合、または選手引率を伴った会議等への参加については支給しないものとし、会議費については必要に応じ支給するものとする。  
(1) 交通費は実費とする。  
(2) 日当及び宿泊料は沖縄県職員の旅費に関する条例に準ずる。  
(3) 会議費は必要に応じて支給する。  
(4) 競技大会開催時の会議等に参加する場合は、県代表の激励を兼ねるものとし、九州については3泊4日、全国については4泊5日を上限とする。  
但し、競技団体との名義共催大会時の会議等については支給しないことを原則とする。
- 第3条 本連盟の招集による会議等に出席する役員の旅費は、次の基準により支給することを原則とする  
(1) 交通費(バス賃又は航空賃)は実費とする。〔起点地(所属勤務地)から会場までの往復バス賃とする〕  
(2) 宿泊料は、1泊8,500円とする。  
(3) 日当は、1日につき1,000円とする。
- 第4条 本連盟が主催する各競技大会の役員旅費は、次の基準により支給することを原則とする。  
(1) 高等学校関係職員以外から役員依頼する場合は1日につき1,500円定額旅費とする。

## 附 則

1. この規定の改廃については理事会で決定する。
2. 昭和63年3月6日一部改正
3. 平成元年3月8日一部改正
4. 平成2年9月26日一部改正
5. 平成8年3月13日一部改正
6. 平成9年3月19日一部改正
7. 平成14年3月20日一部改正（平成14年4月1日より施行）
8. 平成20年3月13日一部改正（平成20年4月1日より施行）
9. 平成27年4月17日一部改正

## 表 彰 規 程

(趣 旨)

昭和45年3月9日制定

第1条 この規程は、本連盟規約第2章及び第3章の規定に基づき、表彰規程として定めるものである。

(目 的)

第2条 本連盟は、高等学校体育・スポーツの向上・発展に関し、功績が顕著と認められるもの及び本連盟の振興発展に特に功績のあった者に対し、表彰を行い、その功績を称え県高等学校体育・スポーツの向上・発展に資する事を目的とする。

(表彰の種類及び受賞資格)

第3条 表彰の種類及び受賞資格は次の通りとする。

(1) 優秀選手賞

- ア 全国高等学校総合体育大会で第3位以内に入賞したもの。
- イ 全国高等学校定時制通信制体育大会で第3位以内に入賞したもの。
- ウ 全九州体育大会で第1位になったもの。
- エ 日本代表として国際試合に参加したもの。
- オ その他、上記ア～エと同等の成績を収め、本連盟が優秀選手と認めるもの。

(2) 優秀チーム賞

- ア 全国高等学校総合体育大会で第3位以内に入賞したチーム。
- イ 全国高等学校定時制通信制体育大会で第3位以内に入賞した学校単独チーム。
- ウ 全九州体育大会で第1位になったチーム。
- エ 日本代表として国際試合に参加したチーム。
- オ その他、上記ア～エと同等の成績を収め、本連盟が優秀チームと認めるもの。

(3) 優秀指導者賞

- ア 全国高等学校総合体育大会で個人またはチームを優勝に導いた指導者。
- イ 全国高等学校定時制通信制体育大会で個人またはチームを（学校単独）を優勝に導いた指導者。
- ウ その他、上記ア・イと同等の成績を収め、本連盟が優秀指導者と認めるもの。

(4) 功労賞

- ア 本連盟の役員として本連盟の振興発展に尽力し、功労顕著と認められるもの。
- イ 本連盟の振興発展に尽力し、功労顕著と認められる個人及び関係諸団体。

(推 薦)

第4条 前条に定める被表彰者の推薦は、専門部長・支部長及び本連盟事務局が（別紙様式）行う。

(選考及び決定)

第5条 前条の推薦に基づき常任理事会で選考し、理事会で決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰の方法は、次の通りとする。

- (1) 優秀選手賞、優秀チーム賞、及び優秀指導者賞は表彰状を贈呈する。
- (2) 功労賞は、感謝状または表彰状を贈呈する。
- (3) 表彰は年度内で行うことを原則とする。

(特別表彰)

第7条 周年事業等特別な場合は、理事会に諮り、特別表彰を行うことができる。

(経費)

第8条 経費は本連盟予算の事業費より支出する。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は理事会において行う。

## 附 則

1. この規定は昭和45年度より適用する。
2. 昭和55年4月28日一部改正
3. 平成60年3月6日一部改正
4. 平成61年3月5日一部改正
5. 平成元年3月8日一部改正
6. 平成5年9月29日一部改正
7. 平成21年2月13日一部改正
8. 令和5年4月19日一部改正

## 弔慰・見舞に関する内規

昭和60年3月6日制定

第1条 本連盟は弔慰・見舞の内規を設け、次の各条により弔慰・見舞の意を表す。

第2条 本連盟役員の死亡についての弔慰金は一律20,000円とし、そのとりあつかいについては事務局に委任する。

第3条 本連盟役員の長期にわたる(一ヶ月以上)病気や災害についての見舞金は、5,000円を基準とするが状況により考慮するものとする。

第4条 本連盟主催の公式大会開催時における選手の死亡についての弔慰金は、一律20,000円とし、そのとりあつかいについては事務局に委任する。

第5条 専門委員長は、前条の事態発生の際は、速やかに事務局に報告する。

第6条 この内規に定める以外で会長が必要と認めた場合は、弔慰・見舞を表すことができる。その場合は事後、理事会で報告する。

第7条 本内規の改廃について理事会で決定する。

## 附 則

本内規は昭和60年4月1日より施行する。